

令和8年度
浦添市子どもの居場所連絡会運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

本公募は、令和8年度当初予算成立を前提としたものであり、市議会において当初予算案が否決された場合、契約を締結できないことがありますのであらかじめご了承ください。

浦添市子どもの居場所連絡会運営業務を委託するため、以下のとおり公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、最も適切な1事業者を優先交渉権者として選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託事業名

令和8年度 浦添市子どもの居場所連絡会運営業務

2. 事業の目的

個々の子どもの居場所の取組やノウハウの共有、居場所間のネットワークの形成、外部団体からの寄附等の受け入れ等、地域における居場所の連携を図り、機能の強化や地域社会とのつながりを促進することを目的とする。

3. 事業内容及び履行方法等

「令和8年度浦添市子どもの居場所連絡会運営業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

(2) 履行場所

受託者が浦添市内に設置する場所

(3) 委託金額の上限

3,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない

4. 参加資格要件

本事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体で子ども支援について、次に掲げる全ての条件を満たす者であること。ただし、1提案者につき、提案は1件までとする。

(1) 市内に本社又は事業所がある、または直近2年間において同種・同規模の事業実績がある法人・団体であること（NPO、社会福祉法人、学校法人、会社等も含む）

(2) 本事業を実施できる規模のスタッフを確保し、事業を的確に遂行できること。

(3) 本事業の趣旨を十分に理解した上で本市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施できること。

(4) 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」「浦添市個人情報保護法施行条例」を遵守することができること。

(5) 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にあるものでないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定いずれにも該当しないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づき裁判所からの更生手続開

始決定がされていない者。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者。

(9) 国税及び地方税を滞納していない者。

5. スケジュール

公募公告、要領・様式等の配布（※）	令和8年3月2日（月）～3月19日（木）
質問の受付期限	令和8年3月9日（月）まで
質問の回答期限	令和8年3月11日（水）まで
参加申込書の提出期限	令和8年3月13日（金）まで
参加資格確認結果通知	令和8年3月16日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年3月19日（木）まで
プレゼンテーション・ヒアリング 審査	令和8年3月30日（月）予定
選考結果通知	令和8年4月1日（水）
契約締結	調整後速やかに

（※）配布資料：①浦添市ホームページからダウンロード

6. 質問の受付・回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず期限内に質問書（様式1）を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年3月9日（月） 17:00まで（必着）

(2) 質問方法

こども家庭課あて電子メールにより提出 (kkatei@city.urasoe.lg.jp)

※電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

(3) 質問に対する回答

全質問及び回答については、回答期限までに浦添市ホームページに掲載する。

7. 参加申込

本企画提案への参加を希望する者は、参加申込兼誓約書（様式2）を期限内に提出すること。

※参加申込書を提出しない者は、公募参加資格を満たさない。

(1) 参加申込期限

令和8年3月13日（金）17:00まで（必着）

(2) 提出方法

浦添市役所2階 こども家庭課窓口へ提出

※土・日・祝日及び12:00～13:00の間は除く

(3) 提出書類

①企業概要（様式3）

②納税証明書等（最新年度のもの）

ア) 国税及び地方税（県税及び市町村税）の未納のない証明書

イ) 登記事項証明書

※各証明書は3ヵ月以内に発行された原本を提出すること。

(4) 参加資格の確認

参加申込をした者へ令和8年3月16日（月）に参加資格確認結果を書面で通知する。

※参加資格を有する者に対しては、結果通知にプレゼンテーションの日時等を記載して通知する。

8. 企画提案書等の提出

参加資格を有する者は以下のとおり期限内に必要な書類を提出すること。（仕様書及び企画提案書作成要領を熟読の上、企画提案すること。）

(1) 提出期限

令和8年3月19日（木）17:00まで（必着）

(2) 提出方法

浦添市役所2階 こども家庭課窓口へ提出（郵送不可）

※土・日・祝日及び12:00～13:00の間は除く

(3) 提出書類

①企画提案提出届（様式4）

②企画提案書（任意様式）

③業務の実施体制案及び配置予定人員（様式5）

④見積書（様式6）

⑤積算内訳書（任意様式）

※①～⑤の書類を正本1部、副本6部提出すること

※③・⑤の対象経費等については「令和8年度 浦添市子どもの居場所連絡会運営業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

9. 委託業者の選考方法

本事業の事業者選考については、別に定める浦添市子どもの居場所連絡会運営業務委託事業者の選考に係る選考規程（以下「選考規程」という。）に基づき「浦添市子どもの居場所連絡会運営業務委託事業者選考委員会」の委員が審査し、選考する。

(1) 選考方法

プレゼンテーション・ヒアリング審査

(2) 日時等

日 時：令和8年3月30日（月）予定

会 場：浦添市役所内会議室 ※日時、場所は参加資格確認結果通知に記載

出席人数：各事業者2人までとする

時 間：（1事業者あたり）

プレゼンテーション 15分以内

質疑・応答 20分以内（計35分以内）

(3) 説明資料

提出済の企画提案書とし、追加資料は認めない。

(4) 備品等の準備

プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。その他プレゼンテーションで使用する物は各自持参すること。

(5) 選考結果の通知

令和8年4月1日（水）に審査結果を通知する。

10. 提案等に係る留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類に重要な誤脱事項等があった場合
- ・会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、申請者の負担とする。

提出された企画提案書等は本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

(3) 提出された書類については、返却しない。

(4) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

(5) 企画提案書の内容は、あくまでも受託事業者選定の審査資料とするものであり、事業の実施に当たっては市と随時実施内容を協議しながら進めていくこと。

11. 契約方法

(1) 契約締結の手続き

委託候補者の決定後、市は委託候補者（優先交渉権者）と提案内容を踏まえ業務履行に必要な具体的な条件等について協議を行い、改めて業務仕様書を作成し、予定価格の範囲内の見積りであることを確認したうえで随意契約により契約締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、浦添市契約規則第6条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

12. 提出先及び問合せ先

（事務局）〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市こども未来部こども家庭課 家庭相談係（担当：川満）

☎ 098-876-6829（直通） ☒ kkatei@city.urasoe.lg.jp